

2019 G310トロフィー

特別規則書 SUPPLEMENTARY REGULATION



2019年7月13日(土)開催

公 示

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)承認のもとに国際スポーツ憲章・FIM競技規則に基づいた2019 MFJ国内競技規則および、本競技会大会特別規則に基づいて開催される。

第 1 章 競技規則

第 1 条 競技会の名称
2019 G310トロフィー

第 2 条 主催者

- 株式会社モビリティランド
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL. 0285-64-0200
FAX. 0285-64-0209
- エム・オー・スポーツクラブ(M.O.S.C.)
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL. 0285-64-0200
FAX. 0285-64-0209

第 3 条 開催場所

ツインリンクもてぎ ロードコース
栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
フルコース :4.8013km

第 4 条 大会役員

公式プログラムにて公示する。

第 5 条 参加者資格および指名登録

～1) ライダー

2019年度有効なMFJ競技ライセンス(国際、国内、フレッシュマン、ジュニア)所持者の1名もしくは2名を登録しなければならない。

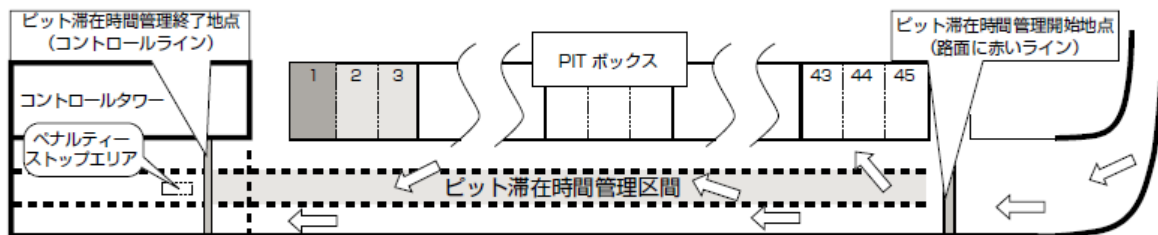
同一の大会においては他チームと重複して登録できない。なお、国際ライダーを登録した場合は下記の制限がかけられる。

国際ライダーを登録する場合は、必ず、ロードレース国内ライセンス以下のライダーを同チーム内にライダーとして登録しなければならない。
(国際ライダー1名のみ、国際ライダー2名でのエントリーは認められない。)

国際ライダーを登録したチームが決勝レースにおいてロードレース国内ライセンス以下のライダーを走行させなかった場合は失格とする。

国際ライダーを登録し走行したチームは、規則に定められたライダー交代を行う際、下図の区間に最低2分以上滞在しなければならない。

なお、滞在時間の管理は参加者自身で行うこと。



～2) ピットクルー

1名もしくは2名を登録しなければならない。ライダーを登録することはできない。

第 6 条 開催日程

- ～1) 開催日程: 2019年7月13日(土)
- ～2) 開催クラス もて耐クラス・NEO STANDARD クラス・チャレンジクラス
- ～3) レース周回数 20周

第 7 条 参加申込み先・申込期間・決済期限

～1) 申込み先

ツインリンクもてぎ モータースポーツ課 レース事務局
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL. 0285-64-0200 FAX. 0285-64-0209

～2) 『BMW Motorrad Japan』ホームページ内の『2019 G310トロフィー』※WEBエントリーより申込み

～3) 申込期間 2019年5月15日(水)～6月12日(水)

～4) 決済期限 2019年6月23日(日)

第 8 条 参加申し込み

- ～1) 大会の主催者に所定の方法にて申し込むものとする。
- ～2) 参加申込期間は、第7条に記すとおりとする。
- ～3) 参加申込は、原則ウェブエントリーのみとする。但し、特別に事務局が認めた場合に限り、書面による申込みも可とする。
- ～4) 参加料およびMS共済会費(非会員のみ)は第7条～4)に記載されている「決済期限」までに支払うこと。決済期限までの支払いが確認できない場合、参加申し込みは取り消しとする。
- ～5) 20才未満のライダーは、誓約書・承諾書に親権者または保護者の署名と実印の捺印と印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)を提出しなければならない。
ただし、親権者または保護者の署名と実印の捺印し適用するレース名が全て記載された「年間未成年者競技会出場誓約書・承諾書」と印鑑証明書の提出をもって、年間で1通の印鑑証明書の提出ですませる事ができる。※この場合であっても、親権者または保護者の署名と実印捺印された「誓約書・承諾書」は提出しなければならない。
- ～6) ピットクルーは最低1名の登録を条件とし、2名までの登録が可能である。
- ～7) 参加申込者に対しては締切後、大会事務局から参加受理または、参加拒否が通知される。
参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。
(ただし、事務手数料金として2,000円を差し引く)
- ～8) 参加申込後、参加を取り消す申込者に参加料は返却されない。

第 9 条 身分証と通行証

- ～1) 参加申し込みが正式に受理された参加者には、指定登録されたライダー、ピットクルーなどの身分証が主催者より送付され、特別スポーツ走行日当日より有効となる。
- ～2) 参加者のサービスカーは、大会事務局が交付する通行証を貼付していなければバドックへの通行ができない。また、駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。通行証を確認できない場合は予告無しでレッカー移動する場合がある。なお、年間参加者の駐車場所のみ主催者はバドックを指定する。
- ～3) バドック通行が許される参加者のサービスカーは、原則として参加車両1台につき1台とされる。
- ～4) バドックおよびツインリンクもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識に従わなければならない。駐車場所以外に車両を駐車した場合は、レッカー移動し、参加者に罰則を科す場合がある。
- ～5) バドック内駐車枠における車両(トランスポーター)以外の物による場所取り行為は禁止する。車両以外の物が置かれている場合はし主催者により撤去される。
- ～6) 交付された身分証や通行証は他に貸与したり転用してはならない。貸与、転用した場合、また、複製等不正使用した場合は1件につき罰金1万円を科す。
- ～7) 身分証、通行証を紛失または破損した時は事務局に再交付の手続きを取り再交付を受けること。
ただし、再交付手数料2,000 円を必要とする。

第10条 参加定員

- ～1) 定員は56台とする。
- ～2) 各クラス申込みの順番は、申込み時間の早い順番に決定される。
- ～3) 申込み決済期限までに参加料の決済確認ができない場合は、第1章 第8条～4)に則り、参加申込みは取り消される。

第11条 参加料と共済会掛金

参加料および共済会 (税込)

参加料	MS共済会掛金
1名でも2名でも 20,000円	非会員1名につき7,000円

第12条 料金規定

項目	料金(税込)	備考
ライセンス検索手数料(1名)	1,000円	※ライセンス不提示における検索確認
ピットクルー変更手数料(1名)	1,000円	
ピットクルー追加登録料(1名)	3,000円	
ライダー変更・追加手数料(1名)	5,000円	※参加受付での変更時
再プリーフィング手数料(1名)	5,000円	
トランスポーター補償料(1個)	54,000円	※破損・紛失した場合に支払うものとする
ピットガレージ鍵交換費用(1個)	50,000円	
ピットサインマン腕章(1枚)	1,000円	※破損・紛失した場合に支払うものとする
車両変更手数料(1台) エントリー終了から 公式車検終了まで	5,000円	※2019MFJ国内競技規則に準ずる。 ※登録された車両の変更は、原則として認められない。 変更する必要が生じた場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。

第13条 もてぎ鈴鹿(MS)共済会

- ～1) ツインリンクもてぎにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーおよびピットクルーはMS共済会に加入しなければならない。
- ～2) MS共済会は年間加入または暫定加入とする。
 - ① 年間加入はTRMC-S会員もしくはSMSC会員として登録され所定の共済会費を納めた者のみとする。
(走行会員/10,000円・ピットクルー/4,000円)
 - ② 暫定加入は当該大会(特別スポーツ走行、予選、決勝)のみ有効とする。

〈ライダー／7,000円・ピットクルー／500円〉

第14条 参加受付(書類検査)

～1) 参加受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

全てのライダーは捺印した誓約書を提出しなければならない。未成年者が参加する場合は親権者の実印の捺印と印鑑証明書も合わせて提出すること。提出書類に不備がある場合は参加を認めない。

- ① 参加受理書
- ② TRMC-SライセンスもしくはSMSCライセンス(ライダー・ピットクルー所有者のみ)
- ③ MFJ ライセンス(ライダー・ピットクルー)
- ④ 誓約書・承諾書
- ⑤ 車両仕様書
参加受付の際に車両仕様書を提示し、車両仕様書に受付完了の押印を受けること。
受付完了の押印が無い場合、車検が受けられない。
- ⑥ ピット防火に関する誓約書
- ⑦ 自家発電機 使用申請書
- ⑧ ライダーズプロフィール
- ⑨ その他 主催者が指定したもの

～2) 参加受理後のピットクルー変更には、1,000円の変更料と変更後のピットクルーの共済会申込とMS共済会費500円(非会員のみ)が必要となる。参加申込後のピットクルーの追加は、3,000円の申請料と追加のピットクルーの共済会申込とMS共済会費500円(非会員のみ)を添え参加受付にて登録すること。

第15条 参加車両

～1) もて耐クラス

2019MFJ国内競技規則ならびに、2019もて耐特別規則書 第3章 第22条NEO STANDARDクラス車両基本仕様および付則1に合致した車両でなければならない。

出場車両は下記の車両のみとする。

●BMW G310R 型式:2BL-G31AA

～2) NEO STANDARDクラス

2019MFJ国内競技規則ならびに、2019もてぎロードレース選手権 第2章車両規則 第38条ST250クラス車両規定に合致した車両でなければならない。出場車両は下記の車両のみとする。

●BMW G310R 型式:2BL-G31AA

～3) チャレンジクラス

2019MFJ国内競技規則ならびに、本規則第4章 チャレンジクラス車両規則に合致した車両でなければならない。出場車両は下記の車両のみとする。

●BMW G310R 型式:2BL-G31AA

●BMW G310GS 型式:2BL-G31AA

第16条 自動車番読取装置(トランスポンダー)の装着

～1) 全ての参加者は主催者が用意した自動車番読取装置を車検時までに装着し、公式予選、決勝レースを通じ装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走を認められない。

～2) 参加者は、主催者が用意する自動計測装置の代わりに、自身で所有する「AMB社製TranX260・TranXPRO」(通称:マイボンダー)を使用することができる。ただし、使用する際は、以下の項目を遵守すること。

- ① 参加受付の際に使用申請を行うこと。
- ② 取り付け方法・箇所については、本条～4)に従うこと。
- ③ 計時長が判断し、競技役員より指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。

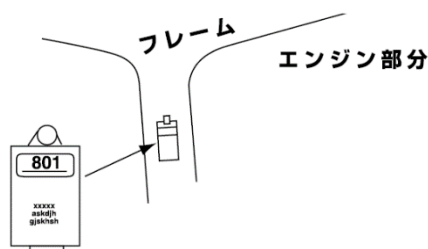
～3) 自動車番読取装置の配布は、選手受付時に行い、返却については各レース終了後1時間以内とする。

(予選不通過車両は当該予選終了後1時間以内とする。)

万一破損・紛失した場合、1個につき54,000円が主催者より請求される。

～4) 取り付け方法および箇所について

- ① 自動車番読取装置専用ホルダーを指定の場所にタイラップ等で確実に固定すること。
- ② 地面から60cm以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。取り付け位置は図を参照のこと。



第17条 燃料規定

～1) 燃料は2019 MFJ国内競技規則付則4 ロードレース競技規則に基づき規制され、施設内給油所にて発行される指定のガソリン購入証明書を提出しなければならない。

～2) ガソリン購入証明提出期限は、公式車検終了までとする。やむをえず、公式車検時までに提出できない場合は、当該第1回公式予選開始時までに車検員に提出しなければならない。

- ～3) サーキット内供給燃料
 - ① 供給時間: 公式通知にて公示する。
 - ② 供給場所: 第1バドック内ガソリンスタンド
 - ③ 消防法に合致した金属製携行缶を用いて購入すること。
 - ④ 燃料にはオクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置をつけたり、添加剤を混入してはならない。

第18条 車両検査

2019 MFJ国内競技規則付則4ロードレース競技規則に基づく。

- ～1) 参加車両の公式車両検査およびライダーの装備品検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って車検場で行う。
- ～2) 車検場には、ガソリン購入証明書と受付完了印のある車両仕様書を持参し、アンダーカウルを外した形で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。
- ～3) 公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレースへの出場が拒否される。
- ～4) 予選・決勝を通じて公式車両検査時と異なる車両、装備を使用した場合、罰則が課せられる場合がある。
- ～5) ライダーが競技中に着用しなければならないものとして車両検査の際、車検員によって点検を受けるものは次の通りである。
 - ① ヘルメット
 - ※フルフェイス形のもので、MFJが公認したものでなければならない。(MFJが公認したヘルメットには認証マークが貼付されている)
 - ② MFJ公認のヘルメットリムーバーシステム
 - ③ ブーツ
 - ※革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。
 - ④ グローブ
 - ※革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。
 - ⑤ レーシングスーツ
 - ※革もしくは革と同等の素材であり、MFJの公認したものでなければならない。
 - (MFJが公認したレーシングスーツには認証マークが貼付されている)
 - ※左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナ、および血液型をアルファベットで明記しなければならない。
 - ⑥ チェストガード
 - ⑦ 脊柱パッド
- ～6) 車両に打刻されたナンバー(エンジン部・フレーム部)が研磨および切削などにより失われている車両については、販売証明書を添付すること。販売証明書を添付されない場合は原則として競技会への参加は認められない。
- ～7) エアバック検査
 - ※エアバックを使用するライダーは検査を受けなければならない。
 - ※エアバックベスト並びにエアバック機能付きのレーシングスーツの使用を推奨する。
 - ※18歳以下のライダーはエアバッグの着用を義務付ける。

第19条 スタート前チェック

タイムスケジュールに従って、決勝レース出場者は、指定された場所にて、必ずスタート前チェックを受けなければならない。
 チェックを受けるものは、公式車検にて合格した車両とヘルメットとする。
 車両は決勝レースが走行できる状態で持ち込むこと。(転がしタイヤの装着は禁止)

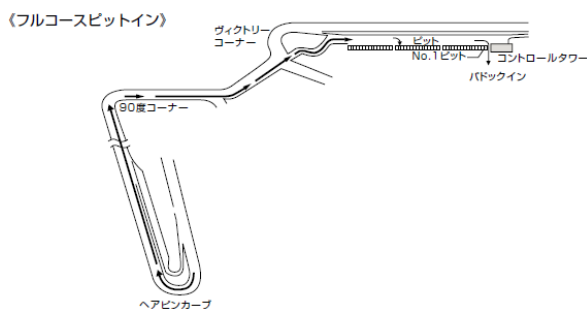
第20条 ピット・バドックの使用

- ～1) 特別スポーツ走行、予選、決勝レースの使用ピットは、大会事務局によって割当てられる。また、主催者はフルコース開催時に限り年間参加者の駐車場所を指定する。
- ～2) 割当てられたピット・バドックを、参加者相互で交換・変更する場合は、双方のチーム代表者が署名をしたピット変更届を大会事務局に提出し、事務局長の許可を得なければならない。
- ～3) 特別スポーツ走行、予選、決勝レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- ～4) ピット内でタバコ等火気を取り扱わないこと。また、ピット使用後は責任を持って清掃をすること。
- ～5) ピットを割当てられた参加者は、特別スポーツ走行、予選、決勝レースを通じて、ピット内の黄色の破線より前部分(コース側)は、当該走行クラスのピットとして使用できるよう工具、部品等は置かないこと。
- ～6) ピットの鍵を借りる場合は、チーム代表者が顔写真付の身分証を提示し、使用するピットの全参加代表者に了解を得た上で借りること。貸出は特別スポーツ走行終了後から開始する。使用後は責任を持って速やかに返却すること。返却予定時刻後2時間以内に返却できない場合は、シリンダー錠交換代金として50,000円を請求する。
- ～7) ピット・バドック使用時に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、ゴミは分別して処分すること。粗大ゴミ等(カウル、マフラー、タイヤなど)は必ず参加者が持ち帰ること。また、廃油入れには、ガソリン・クーラントは入れないこと。
 処理できない品の置き去りについては不法投棄となり処罰される。

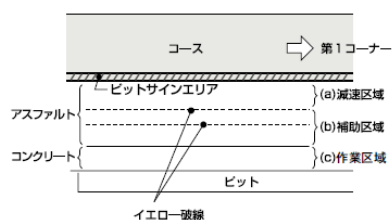
ゴミ箱に捨てられる物	紙類 ビニール類 カン、ビン、ペットボトル 廃油 砂利 金属
特に気を付けて持ち帰って頂く物	タイヤ フレーム その他家電製品等 エンジン バッテリー

第21条 ピットインおよびピットアウト

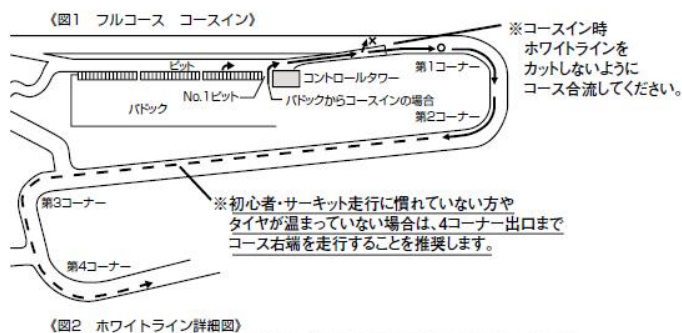
- ～1) 大会期間中を通じてピットレーンのスピード制限は60km/h以下とする。違反した場合は罰則を科す場合がある。
- ～2) ピットインする車両は、ヘアピンコーナーを通過してから、コース右側に車両を寄せ、安全を確認してから、ピットレーンに進入しなければならない。このピットレーンおよび減速地域は60km/h規制に従い走行しなければならない。また、けっして補助区域、停車区域を横切る目的以外で走行してはならない。



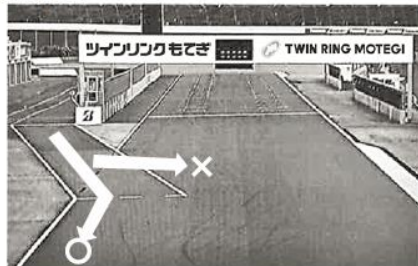
- ～3) ピットボックス前の部分(ピットレーン)は次の3つに区分される。
- (a) 減速区域～ピットサインエリアとコース側黄色破線の間の部分。
ここはピットインおよびピットアウト専用の区域であり、徐行しなければならない。
 - (b) 補助区域～コース側黄色破線とコンクリート路面の間の部分。
ここは減速区域から作業区域、あるいは作業区域から減速区域へ移動する時に通過する区域である。
* 競技役員を除き、この区域ことどまることは禁止される。
 - (c) 作業区域～コンクリート路面とピットガレージまでの部分。
ここは、ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域である。



- ～4) ピットレーン出口(フラッグ台下)シグナルライトについて
- ① スポーツ走行、予選、決勝を通じて「レッドライト」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「グリーンライト」が点灯している時のみ、コースインすることができる。また、走行中は、いずれかの時点で「ブルーライト」が点滅に切り換わる。「ブルーライト」が点滅している時は、コースイン可能だが、すでにコース上を走行している車両があることを示しているので、充分注意してコースインすること。
 - ② コースインは、走行車両との合流に対し、最大限の注意を払い、各自の責任において行わなければならない。
- ～5) ピットレーン出口から第1コーナーにかけて引かれているライン(白線)図2参照は以下の通り運用を行う。
- 1) ピットレーンよりコースに合流する車両は、白線を越えて走行してはならない。
 - 2) このラインはコース上を走行する車両を制限するものではない。
- ～6) ピットアウトしてコースインするライダーは、第2コーナーを通過するまで、コース右側ラインに沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- ～7) 下記の定められた手順に従い、コースインおよびピットアウトを行うこと。



《図2 ホワイトライン詳細図》



第22条 公式予選

- ～1) 予選方法は、2019年MFJ 国内競技規則付則4公式予選のとおりとする。
- ～2) 公式予選の義務周回数とは定めない。
- ～3) 予選終了の合図としてチェッカーフラッグが振られる。チェッカーを受けた車両はペースダウンをしてコースを1周し、ピットまたは待機場所に戻らなければならない。
- ～4) 各クラスの予選・決勝レース出走可能台数は以下のとおりとする。

フルコース	
予選	決勝
56台	47台

- ～5) 決勝レースへの出走願書提出は、暫定予選結果発表後30分以内とする。
- ～6) 大会審査委員会による正式グリッド発表後は、一切の繰り上げ出場は認められない。
- ～7) 登録されたライダーにより公式予選が行われる。ライダーが2人いる場合はタイムアタックをするライダーの指名や順番は指定しない。
解説:ライダーを2人登録している場合、1人もしくは2人でタイム計測を行うことができる。
- ～8) 公式予選において走行中のライダーは、常にタイム計測が行われる。
- ～9) 予選方法は各チームによって正式に登録されたライダーのタイム計測を行い、記録された最高ラップタイム順によって決勝レースのグリッドが決められる。
- ～10) タイム計測で、同一タイムを複数のチームが記録した場合は、セカンドラップタイムの早い順によりグリッドを決定する。
- ～11) 2クラス以上混走カテゴリーの予選選抜方法について

参加受付台数に基づく按分比例にて決勝レース出場台数を決定する。小数点以下の台数が発生した場合、一旦切り捨てにてクラス別選抜台数を決定する。その上で規定台数に満たない場合は、小数点以下の台数の多いクラスから順に規定された台数になるまで配分する。

具体的なクラス別決勝出走台数については、参加受付終了後公式通知にて発表する。

【按分比例の計算例】 参加台数:56台 → 決勝出走台数:47台

	① 参加台数	② 按分比率	③ 按分比例 台数	④ 少数点以下 切捨て	⑤ 決勝出走 台数
もて耐クラス	21	0.375	17.625	17	18
NEO STANDARDクラス	28	0.5	23.5	23	23
チャレンジクラス	7	0.125	5.875	5	6
合計	56	1	47	45 (※残2台)	47

第23条 スタート方法

- ～1) 決勝レースのスタート方法は、ル・マン式とする。
- ～2) スタートライダーは、ライダーの経験・技量等を熟慮し、各チーム内で一番安全にスタートできるライダーを選出すること。
- ～3) ライダーの走行順序は問わない。(スタートライダーの申請は不要とする。)
- ～4) 反則スタートに対しては、次の通り罰則を科すものとする。
 - ① ジャンプスタート……………ライドスルー
 - ② ピットクルーの違反……………60秒加算または失格
 - ③ その他……………審査委員会による
- ～5) サイティングラップおよびウォームアップラップに出走しないチームは罰則が科せられる。
- ～6) スタート方法の詳細は、公式通知またはフリーフィングにて発表される。
- ～7) コース状況により、セーフティーカー先導によるスタートになる場合がある。

第24条 赤旗中断されたレースの再スタート

赤旗でレースが中断した場合の再スタート後の周回数は以下の通りとする。

- ① 競技結果が2周以下の場合
レース周回数の2/3(少数点以下切り捨て)
- ② 競技結果が3周以上2/3(少数点以下切り捨て)未満の場合
第2レースの周回数は、レース周回数の2/3を満たすために必要な周回数とする。
ただし、第2レースの周回数が3周未満の場合は、3周とする。
その他については、2019MFJ国内競技規則に準じる。

第25条 レース終了

- ～1) トップがレースに定められた周回数を終了した時点でトップにチェッカー旗が振られる。チェッカーフラッグは、ライダーに分かりやすく目線の高さで提示される。
- ～2) レースの終了は、チェッカー旗によりトップ走者がゴールしたのち、4分を経過した時である。
- ～3) ピットレーンでチェッカーを受けたライダーは、同一周回数者の最後尾とする。

第26条 暫定表彰

チェッカーフラッグの提示を受けたライダーは、コースを徐行して1周した後、所定の保管区域に車両を持ち込まなければならない。
また、仮表彰対象のライダーはコントロールタワー前(バッド側)にて行われる仮表彰式に参加しなければならない。

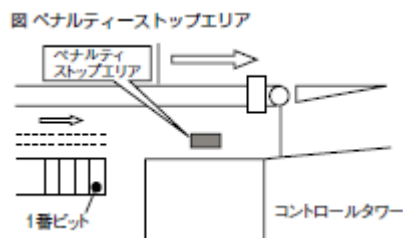
第27条 参加者の遵守事項

- ～1) 参加者は、参加申し込みをする際、並びに出場する大会の前日に、規則の変更や追加を確認しなければならない。
- ～2) 参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。
- ～3) 参加者は、バッドを含むツインリンクもてぎ内において、ホテル・キャンプ場宿泊施設以外では、宿泊することはできない。
- ～4) 許された場所(コントロールタワー横・各トイレ周辺・メディカルセンター前)以外での喫煙は厳禁とする。
- ～5) 参加者は、主催者や大会後援者、大会審査委員会およびレース参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- ～6) 参加者代表は、自身の言動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。

- ～7) 参加者は、スポーツマンシップにのっとり行動しなければならない。
- ～8) レース事務局の許可なく、ピット・パドックの占有をしてはならない。(ガムテープ・タイヤ等による場所取り)
- ～9) 使用済みタイヤは、パドック等に放置せず、必ず参加者が持ち帰ること。

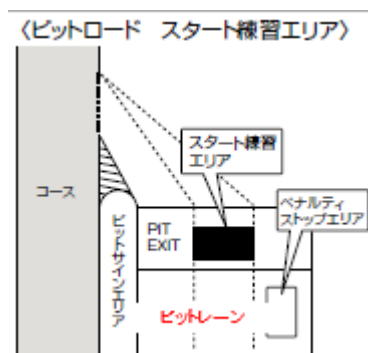
第28条 走行中の遵守事項

- ～1) 走行中、ピットガレージのシャッターより内側にマシンを入れた場合、予選中は走行終了、決勝においてはリタイアしたものと判定される。この決勝とはスタート前チェックを開始した時点からの事を言う。
- ～2) ピットインする車両は、90度コーナー立ち上がりからコース右側に車両を寄せ安全を確認してから、ピットレーンに進入しなければならない。このピットレーンおよび減速区域は60km/h規制に従い走行しなければならない。また、決して補助区域、停止区域を横切る目的以外で走行してはならない。
- ～3) ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置の減速区域から停止区域に入り、できるだけ自己のピットに近づけて停車させること。
- ～4) ピットインして停車区域に入った車両、および当該車両のライダーやピットクルーはピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通過を妨害してはならない。
- ～5) ピットインの際、自己のピット前を通り越して停車した車両は、エンジンを停止させたのち、進行員の承認を得て当該車両のライダーおよびピットクルーによって後向きに押し戻し、自己のピットにつけることができる。
- ～6) ピットアウトしようとする車両は、減速区域においてピットインしてくる車両に優先権があることを承知していなければならない。
- ～7) ピットアウトして、コース復帰する車両は、減速区域をでて第2コーナーを通過するまで、コースの右側ラインに沿って走行しなければならない。その後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- ～8) ピットからの再スタートはセルスタートとする。
- ～9) 西コース短絡路・東コース短絡路は一切使用禁止とする。
- ～10) スロー走行車は後方の安全を十分に確認し、合図をしながら基本的にはコース右端を走行する。また、著しくスピードが落ちている場合はすみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- ～11) オイル漏れ等による車両トラブルによりオレンジボール旗提示を受けた車両は、速やかに安全な場所に停止しなければならない。
- ～12) ペナルティーストップ実施の場合、「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード(ペナルティーストップボード)をコントロールライン等で掲示する。3回目の提示を受けた周にピットインせず、ペナルティを実行しない場合、失格となる。
- ～13) ジャンプスタートのペナルティーに対し、「RIDE THROUGH」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボードをコントロールライン等で掲示する。当該ライダーは、ピットレーン速度を遵守し、途中自ピットボックス等に停車することなくペナルティーを受けなければならない。コントロールライン上で3回目の提示を受けてもピットインせず、ペナルティーを実行しない場合、当該ライダーは失格となる。
- ～14) フルコース開催時は西コース短絡路・東コース短絡路など規定以外のコースを走行してはならない。
これに違反した場合は、罰則を課す場合がある。短絡路についてはコントロールタワー周辺図を参照。
- ～15) ピットボックス内へ車両を移動した場合、決勝レース中は、リタイアと見なされる。この決勝とはスタート進行を開始した時点からの事を言う。
- ～16) 「サーキット走行に関する規則」を遵守すること。
- ～17) ペナルティーストップエリア
ペナルティーストップエリアは下図の通りの場所とする。



～18) スタート練習

フルコースのスタート練習はピットレーン出口においてのみ行うことができる。指定場所以外でのスタート練習は一切行ってはならない。スタート練習を行う場合は、後続車や周囲に十分に注意して行うこと。(スタート練習可能エリアは下図参照)



～19) 決勝中の遵守事項

- ④ ライダーの交替もしくは腕章の付け替えの際はエンジンを停止すること。
 - ⑤ 走行中、ライダーは必ず右腕上部にライダー腕章を着用しなければならない。
 - 第1走者…赤色
 - 第2走者…黄色
- 1名で参加する場合は、最初のピットインまでは赤色のライダー腕章を着用し、ピットイン後は黄色のライダー腕章を着用すること。
- ③ 全てのチームはライダーの登録数に限らず、必ず1回はピットインしてライダー腕章を付け替えなければならない。
ライダーを2名登録しているチームはライダー交代をもってライダー腕章を付け替えたと思なす。ただし、赤旗等の理由によりレースが中断され、再

開されなかった場合はピットインをしていないチームに対し、競技結果に下記のタイム加算を課す。

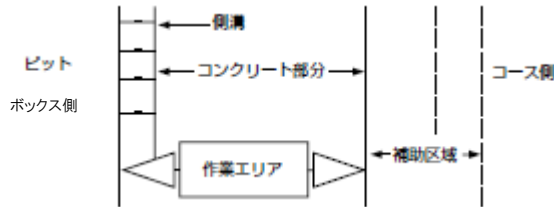
フルコース開催時……45秒

解説：2名で参加する場合は、最初に走行するライダーが赤い腕章を着けて走行し、2番目に走行するライダーは黄色の腕章を予め装着して待機し、ピットインの際にライダー交代すること。また、2番目のライダーを登録し、同ライダーが走行しない場合は、ピットインしてライダー交代はせずに腕章だけ付け替えてください。登録したライダーが全員走行しなくても罰則の対象にならない。

④ ピットアウトしたライダーは、本コース上のコントロールライン(フィニッシュライン)を最低1回は通過しなければならない。

～20) ピットストップ・ピット作業

① ピット作業とは、工具や部品等で車両に対して手を加えることと、ライダーの乗降行為およびライダー腕章の付け替えの補助を言う。ピット作業が許されるエリアは下図の区域とする。



② 競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のピットクルーは自己のピット前の停車区域に出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて停車区域に出ること、部品や工具を停車区域に置くことは禁止される。

③ 決勝レース中の燃料補給は認められない。

④ ピットレーンおよびピットサインエリアでのかかとの覆われていない履物の使用は禁止される。

～21) レース中の車両修理

競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし、競技役員が保安目的で車両を移動させたり処置する場合、当該車両のライダーとピットクルーが救済措置のため運ばれてきた車両を自己のピット前まで運ぶ場合、および自己のピットを通り越した車両を停車区域内に押し戻す場合はこの限りではない。

第29条 賞典および賞典の制限

～1) 賞典は、本条～3)の表1の通り。

～2) 賞典の対象は、表2のように予選出場数に応じて決定する。

～3) 混走レースの場合はクラスごとの台数で算出し賞典が与えられる。

【表1】		【表2】	
順位	賞典内容	予選出場台数	賞典の対象
優勝	トロフィー	2～3台	1位まで
2位	トロフィー	4～5台	2位まで
3位	トロフィー	6～7台	3位まで
4位	トロフィー	8～9台	4位まで
5位	トロフィー	10～11台	5位まで
6位	トロフィー	12台以上	6位まで

第30条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は、必ずサーキット内医務室の診断を受けなければならない。受診していない場合、共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

(1) 芳賀赤十字病院

栃木県真岡市中郷271
TEL:0285-82-2195

(2) 獨協医科大学病院

栃木県下都賀郡壬生町北小林880
TEL:0282-86-1111

(3) 自治医科大学附属病院

栃木県下野市薬師寺3311-1
TEL:0285-44-2111

(4) 水戸済生会総合病院

茨城県水戸市双葉台3-3-10
TEL:029-254-5151

(5) 水戸医療センター

茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280
TEL:029-240-7711

第31条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

～1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すこと無く、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒むことができる。

～2) チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。

～3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、健康上の理由による競技出場可否を最終的に決定することができる。

～4) 競技番号の指定、ピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。

- ～5) やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- ～6) すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- ～7) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- ～8) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第32条 大会役員の実任

参加者、ライダーおよびピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルー、および競技車両の損害に対して大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第33条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第34条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって公示される。

公式通知は、

- ① 参加者の住所に郵送される。
 - ② 大会事務局にて配布される。
 - ③ コントロールタワー前の掲示板に掲出される。
 - ④ ライダースプリーフィングで配布される。
 - ⑤ 緊急の場合は場内放送で伝達される。
- 以上のいずれかの方法によって参加者に通告される。

第 2 章 もて耐クラス車両規則

第35条 『2019もて耐特別規則 第3章車両・装備規定および付則1』とする。

第 3 章 NEO STANDARDクラス車両規則

第36条 『2019もてぎロードレース選手権特別規則書 第2章車両規則 第38条ST250クラス車両規定 及び 第51条NEO STANDARDクラス 特別規則』とする。(※使用できるタイヤは、バイアス銘柄指定タイヤ。)

第 4 章 チャレンジクラス車両規則

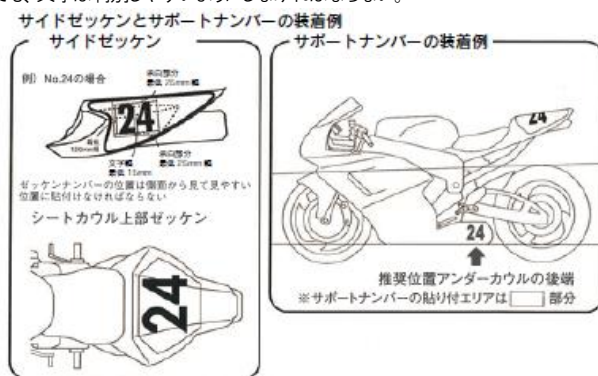
第37条 基本仕様

～1) 基本仕様

以下の規定以外は、ビー・エム・ダブリューより販売された状態から一切の改造、変更は許可されない。

～2) ナンバープレート

1枚はのプレートがフロントに固定されなければならない。他の2枚はモーターサイクルの両側に、外に向かって垂直に固定されなければならない。ナンバープレートの色は自由とするが、地色と数字は反対色とし明確に認識できるようにしなければならない。蛍光色は使用できない。いかなる場合においても、文字は判別しやすいようにしなければならない。



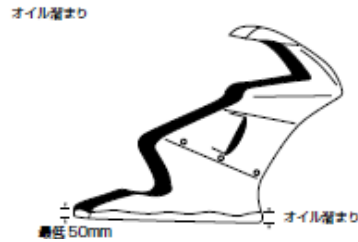
～3) レースのために取り外さなければならない部品

- ① テールライト/ウインカー/リフレクター
- ② バックミラー
- ③ ナンバープレートと、リヤフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケット
- ④ セーフティーバー/センタースタンド/サイドスタンド
- ⑤ 同乗者用フットレスト/クラブレール
- ⑥ ホーン

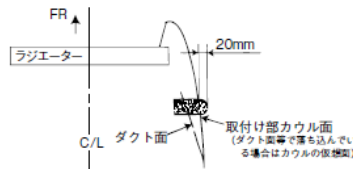
※ヘッドライトはメーカー出荷時の状態で取り外さなくてもよい。ヘッドライトを覆いフロントゼッケンとする場合、数字が識別できるようにすること。

～4) ボディーワーク

- ① エンジンおよびその他すべての電気部品を停止することのできる効果的なイグニッションキルスイッチをハンドルバーのグリップを握った状態で手の届く範囲に取り付けなければならない。
- ② 全ての4ストローク車両については、エンジンの破損または故障時に、エンジンに使用されるエンジンオイルおよびエンジンクォーラント総量の最低半分(最低5リットル)をアンダーカウルで保持できる構造でなければならない。端部の折り返しの高さは最低50mmとする。内部には吸収材および耐火素材が装着されていることが望ましい。



- ③ アンダーカウルには直径20mm(許容誤差+5mm)の水抜き用の孔を最低1個は設けなくてはならない(孔は2個までとする)。この孔は、ドライコンディションの時は閉じられていなければならない。競技監督が認めた場合、またはウエットレースの宣言を行なった場合、開けることができる。
- ④ チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤ・スプロケットガードを取り付けなくてはならない。そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛み合わせ部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、その取り付け方法は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、かつシャープエッジでないこと。スイングアームの補強とリヤ・スプロケットガードを兼ねることは認められない。リヤ・スプロケットガードの板厚は最低2mm なければならない。
- ⑤ メーカー出荷時のフロント・スプロケットガードが装着していなければならない。逆シフトにする際に、フロント・スプロケットガードが干渉する場合、最小限のカットが認められる。ただし、本来の機能が果たせなくなるようなカットは認められない。
- ⑥ 転倒時の車両のダメージを最小限に抑えるためフレームにプロテクティブコーンの取り付けを認める。プロテクティブコーンはフェアリング表面より突き出し量を20mmまでとし、先端は半径10mm以上の曲面で面取りされていなくてはならない。また、プロテクティブコーンにエンジン保護以外の機能を持たせることは禁じられる。



～5) コントロールレバー

- ① すべてのハンドルバー・レバー類(クラッチ、ブレーキ等)は、原則として端部がボール状(このボールの直径は最低19mm)でなくてはならない。このボールを平たくすることも認められるが、どのような場合も端部は丸くなってはならない(この平たくした部分の厚みは最低14mmとする)。レバー端部は、レバーと一体構造に固定されていなくてはならない。
- ② コントロールレバー(フットレバーおよびハンドレバー)は、それぞれ別個のピボットに設けられなくてはならない。
- ③ ブレーキレバーがフットレストの軸に設けられる場合、どのような状況においても作動できなくてはならない。例えば、フットレストが曲がった、あるいは変形したというような状況においても作動できなくてはならない。
- ④ ブレーキおよびクラッチレバープロテクション
車両には、他の車両との接触等の場合には、ブレーキレバーが作動しないようにブレーキレバープロテクションを公認競技会においては装着しなければならない。ただし、スロットルグリップの作動に支障がないように注意すること。クラッチレバープロテクションの装着も認められる。
※2019年の承認競技会のクラスにおいては適用除外とするが、装着を強く推奨する。2020年より装着義務とする。
- ⑤ レバープロテクションの最大幅は、取り付け部を含めて左右のグリップラバーエンドから50mm以上突出していないこと。形状は自由とするが、鋭利な部分やエッジがない状態で、取り付け方法は方持ちタイプに限定される。レバープロテクションの材質は、樹脂製(ただし、カーボン、ケブラーは禁止)またはアルミニウム製に限定される。
- ⑥ ハンドレバーの交換は、上記の～5)を満たす場合のみ可とする。

～6) フットレスト

- ① フットレストは改造・変更されてもよいが、下記条件を満たさなければならない。ただし車両公認時から改造・変更しない場合は、突起物を取り外し車検長の許可を得れば、下記仕様を満たさなくても使用できる。
- ② ブラケットの改造、変更によりフットレスト/フットコントロールの位置は移動してもよいが、ブラケットは元の取り付け位置に固定しなければならない。
- ③ フットレストの先端は、最低半径8mm の中空でない一体構造の球状になっていなければならない。
- ④ 折りたたみ式の場合は自動的に戻るようになっていなければならない。
- ⑤ スチール製フットレストで折りたたみ式でない場合、その先端にはプラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端(プラグ)が固定されていなくてはならない。(最低半径8mm)

～7) ブレーキ

- ① すべてのモーターサイクルは最低2つの効果的なブレーキ(各ホイールに1つ)がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。
- ② メーカー出荷時においてフロントブレーキキャリパー用ラインの分岐点がローフォークブリッジより下にある場合であっても、ローフォークブリッジより上に変更しなければならない。
- ③ 交換されるブレーキディスクの材質は、鉄素材でなければならない。
- ④ ブレーキディスクの取付ボルト等は、メーカー出荷時の状態を保ち、材質の変更もしてはならない。
- ⑤ メーカー出荷時と異なるパーツを使用する場合は、十分な強度のボルト等を使用すること。
- ⑥ ブレーキパッドの交換は可とする。

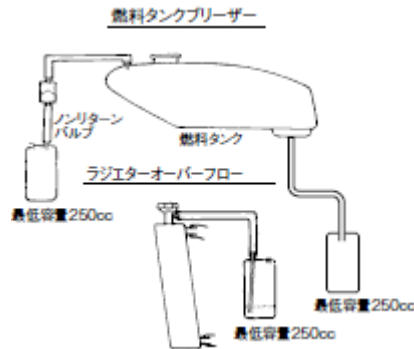
～8)タイヤ

タイヤは、以下のOEM銘柄のみとする。

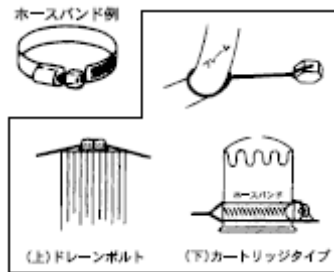
MICHELIN PILOT ROAD 2 (G310GSを除く)

～9)フューエルタンク、オイルタンク、リザーバータンク

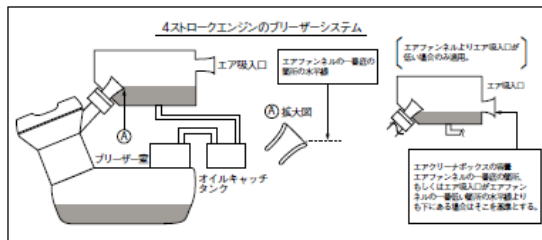
- ① 燃料タンク・ブリーザー・パイプには、ノン・リターン・バルブを取り付けなくてはならない。これは、適切な材質でできた、最低容量250ccのキャッチタンクに放出されるようになっていなくてはならない。



- ② 燃料タンク・フィルター・キャップおよびオイルフィルターキャップは、閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。さらにこれらはいかなる場合においても誤って開くことのないように完全にロックされていなくてはならない。
- ③ 全てのドレインプラグはワイヤーロックしなければならない。外部オイルフィルタースクリューおよびオイルフィルターボルトでオイルパンに進入するもの、オイルクーラー・フロントフォークドレンボルト等のオイル供給パイプについても全て安全にワイヤーロックされていなければならない。



- ④ 全ての車にはクローズドブリーザーシステムを採用しなければならない。
オイルブリーザーラインはエアクリナーボックスまたはエアクリナーボックス及びオイルキャッチタンクに連結され、これに排出される構造となっていること。
- ⑤ エアクリナーボックスで1000ccを確保されない場合、適切な材質でできたオイルキャッチタンクを取り付けることとし、合計で1000cc以上を確保していなければならない。(エアクリナーボックス単体で1000cc以上確保できる場合は、オイルキャッチタンクの装着は免除される。)
- ⑥ オイルブリーザータンクとして認められるエアクリナーボックスの容量は、エアファンネルもしくは吸入口の一番低い所の水平線以下の容量とする。キャッチタンクの容量は、オイルキャッチタンクが最低500cc、オイルキャッチタンクとエアクリナーボックスの合計で1000ccとする。
- ⑦ エアクリナーボックスの下部に排出穴が開いている場合、オイルが受けられるように塞がれていなければならない。
- ⑧ エアクリナーボックス及びオイルキャッチタンクは、競技前に空にしなければならない。
- ⑨ ブリーザーシステムのパイプ類の締め付けは金属類バンドを使用すること。
- ⑩ ブリーザーシステムのパイプ類は耐油性であること。



～10)燃料／オイルの混合液、冷却水

- ① すべての車両には、MFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない。
(AVガス、航空機用燃料の使用は禁止される)
- ② 競技に使用できるガソリン
競技用ガソリンとは一般公道用の市販車に供するために通常のガソリンスタンドにて購入できるもの、あるいはMFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。(大会時にサーキットにて購入できるガソリンに限る)
- ③ 競技用ガソリンは下記のMFJの定める仕様以内(無鉛ガソリン)に制限される。
(AVガス、航空機用ガソリン等は使用できない)鉛の含有量は0.013g/l以下であること。
リサーチオクタン価が100.0(RON)、モーターオクタン価が89.0(MON)以下であること。
密度は15°Cにおいて0.725g/ml～0.780g/mlであること。
- ④ 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール(燃料精製中に混入されているものに限る)については認められる。
- ⑥ 水冷エンジンの冷却水は、水に限られる。

～11)テレメトリー

- ① 動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。
- ② マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。
自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。
- ③ 自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。

～12)カメラ搭載について

競技車両へのカメラ搭載については、以下誓約項目を了承の上、公式車検において取付状態の確認を受けること。また、バラスト装着を認められないクラスのスウェーデンの測定については、車載カメラを外した状態で行う。

(カメラ取付方法)

- ① Gopro等の形状のカメラの場合
防水カバーにタイラップ等を巻き、カバーをマウントしているステーと車体間をワイヤリングし、脱落防止をしてください。
- ② カメラにストラップ穴がある場合
カメラのストラップ穴と車体間をワイヤリングし、脱落防止をしてください。
- ③ 上記①・②に該当しないカメラの場合
ガムテープ等でカメラ本体と車体間を確実に固定し、脱落防止をしてください。

(誓約項目)

1. 私は、ヘルメット及びライダーの装備品に、ウェアラブルカメラを取り付けないことを誓約いたします。
2. 私は、車載カメラを競技車両に安全上確実な方法で取り付けを行いません。
3. 私は、競技車両に車載カメラを搭載するにあたり、撮影したものを以下1)～3)の内容で使用しないことを誓約いたします。
 - 1)個人の私的利用の範囲を超え、営利目的の使用
 - 2)広告宣伝活動等
 - 3)レース競技判定等
4. 私は、車両回収および車両撤去時において、万が一車載カメラが破損した際も、その当事者や主催者に一切の損害賠償責任は問わないことを誓約いたします。

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故(以下『事故』という)によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処置、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頸部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ

～ツインリンクもてぎで走行中もしくは走行のためのピット作業で受傷された場合～

1.事故の通知

事故により負傷した場合、必ずツインリンクもてぎメディカルセンターにて診察を受け、利用記録を残すようお願いいたします。

利用記録がなければ、保険金のご請求手続きをしていただく事ができません。

事故にあった場合、必ず当日中にツインリンクもてぎメディカルセンターにて受診ください。

但し、生命に関わるような緊急時はこの限りではありません。



2.ご請求書類は

ツインリンクもてぎメディカルセンターの利用情報から、負傷された皆様に保険会社（損害保険ジャパン 日本興亜株式会社）より、電話にてご連絡を差し上げた後、請求についてのご案内を郵送にてお送りいたします。



3.ご請求手続きは完治してから

保険金ご請求は、お怪我が完治してからご請求ください。

入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として入院保険金をお支払い致しますので、経過した場合は、完治する前でもご請求ください。

ご請求書類は、同封されている保険会社宛て返信用封筒にてご送付ください。



4.保険金が指定された口座に振り込まれます。

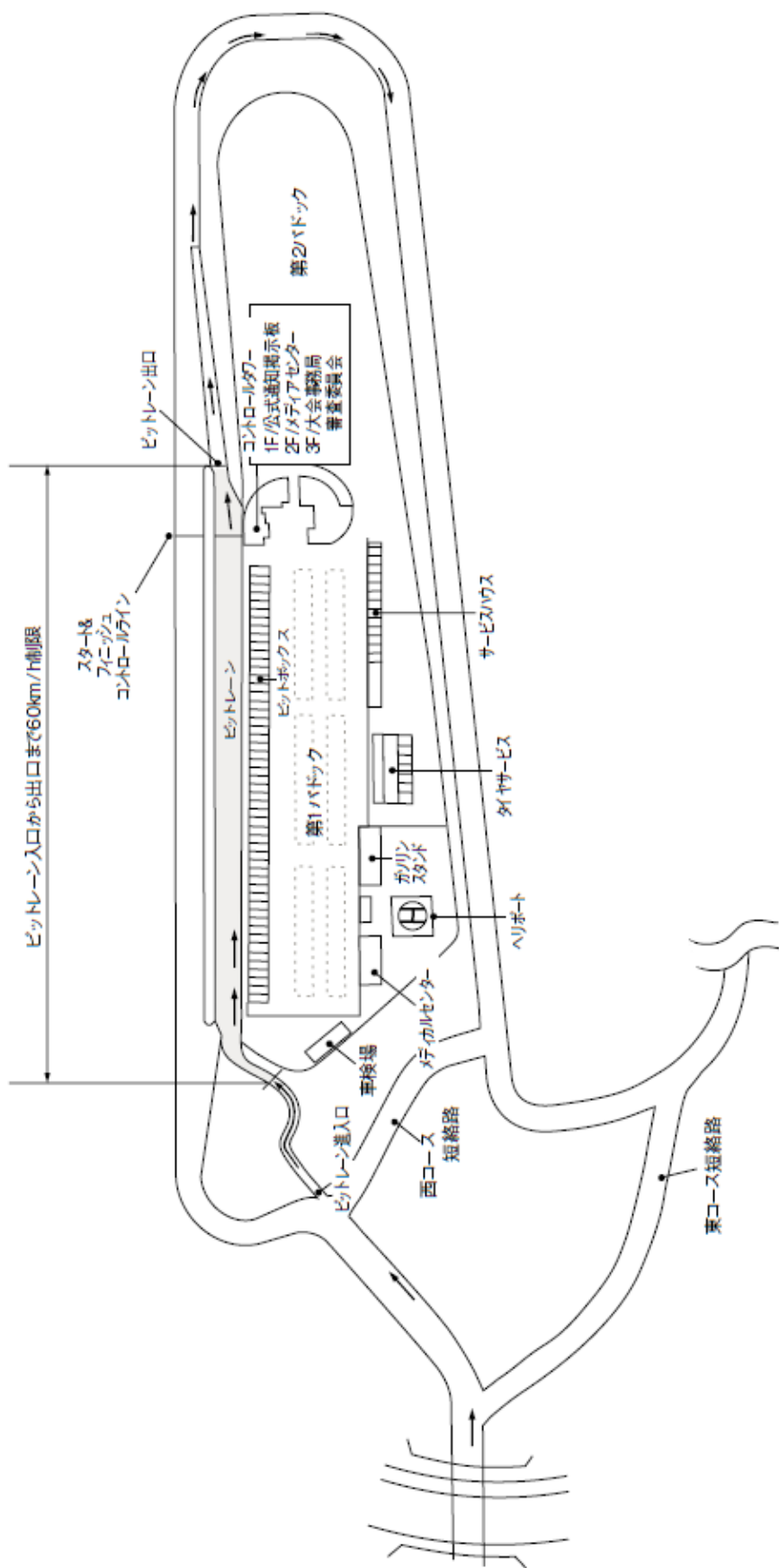
保険会社に書類が到着した段階で不備がない場合、通常10日ほどでご指定いただいた口座に振り込まれます。

もてぎ・鈴鹿共済会につきましては、ツインリンクもてぎモータースポーツ課までお問合せください。

TEL：0285-64-0200

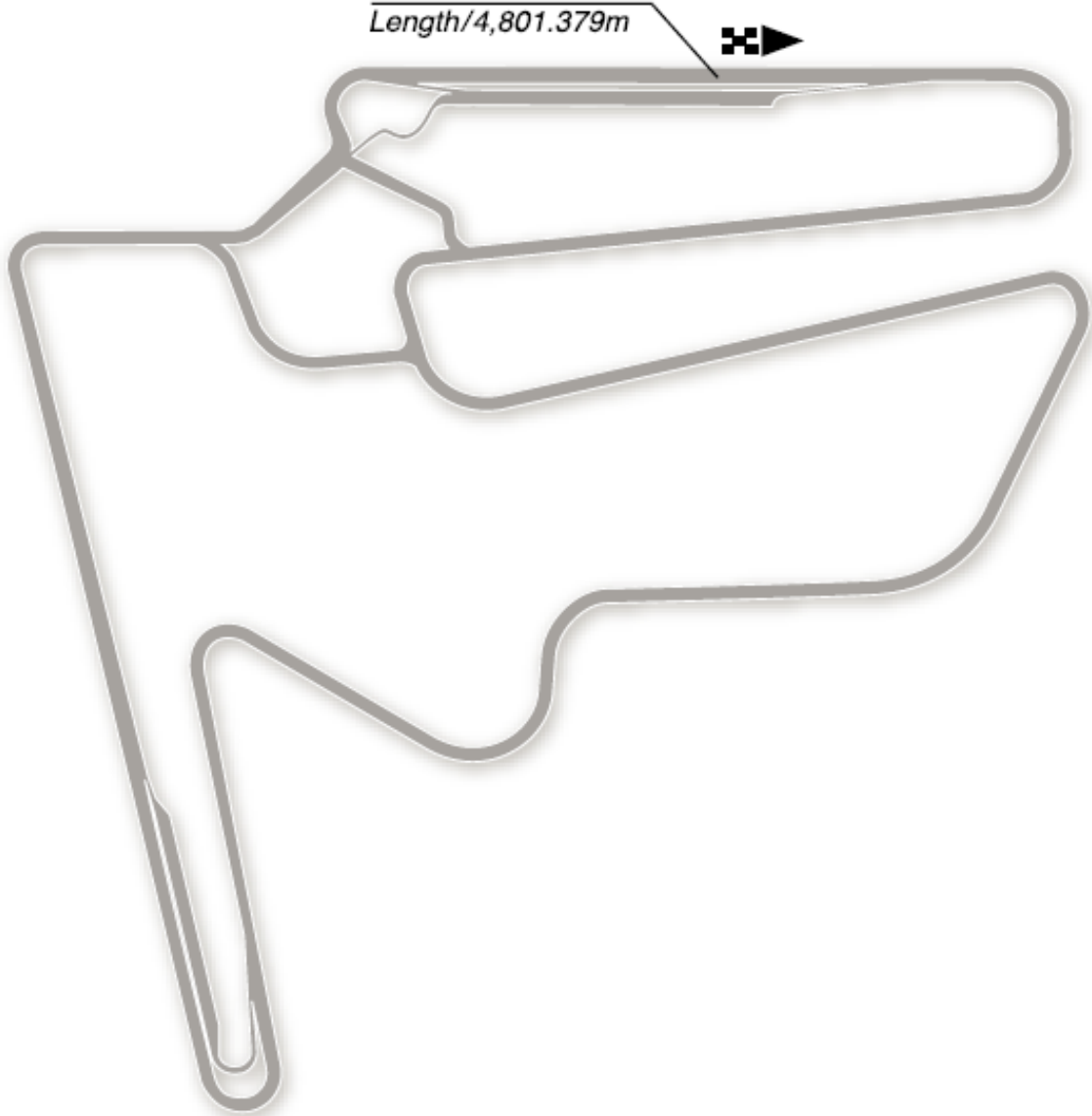
営業時間：10時～16時

コントロールタワー周辺図



ロードコース
ROAD COURSE

FULL COURSE
Length/4,801.379m



ツインリンクもてぎ

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町楡山120-1
TEL.0285-64-0200 FAX.0285-64-0209

<https://www.twinring.jp/>